

民生委員・児童委員ハンドブック

熊本県の地域福祉と
民生委員・児童委員活動



令和7年(2025年)12月
熊本県

イラストは、民生委員・児童委員のキャラクターとして誕生した「ミンジー」

目 次

第1章 熊本県の地域福祉と民生委員・児童委員活動

1. 民生委員・児童委員とは（位置づけと役割）	2
2. 地域福祉、地域共生社会を支える要として	
（1）地域福祉とは	4
（2）地域共生社会とは	4
（3）包括的な支援体制について	4
（4）重層的支援体制整備事業について	4
（5）民生委員・児童委員活動と地域共生社会について	5
3. 地域福祉における民生委員・児童委員の位置づけ	
（1）「地域の人づくり」について	6
（2）民生委員・児童委員の人材確保と活動環境の向上	7
（3）「熊本見守り応援隊」の取組み	8
（4）地域共生の実践「地域の縁がわ」づくりの取組み	10

第2章 民生委員・児童委員活動の基礎知識

1. 民生委員・児童委員活動の基本	
（1）民生委員・児童委員の基本姿勢	12
（2）民生委員・児童委員の基本的性格	12
（3）民生委員・児童委員活動の原則	12
（4）民生委員・児童委員活動の7つのはたらき（役割）	13
2. 具体的な民生委員・児童委員活動	
（1）民生委員の職務	14
（2）児童委員の職務	16
（3）主任児童委員の職務	17
3. 民生委員・児童委員の協力が明記されている法律等	
（1）民生委員の協力が明記されている法律等	18
（2）民生委員・児童委員の協力が明記されている法律等	18
（3）児童委員の協力が明記されている法律等	19
4. 活動記録の作成と活用	20
5. 福祉票・児童票について	
（1）福祉票について	22
（2）児童票について	23
6. 証明事務について	24
7. 個人情報の取り扱いについての基本的な考え方と留意点	26
8. 活動の引き継ぎ	28
9. 大規模自然災害と委員活動	
（1）大規模自然災害と委員活動	30
（2）災害に備える委員活動のポイント	30
（3）災害に備える民生委員・児童委員活動10か条	31

資料編

資料1 民生委員・児童委員制度のはじまり	34
資料2 民生委員・児童委員活動に関する図書	35
資料3 児童委員の活動要領	36
資料4 民生委員制度創設100周年活動強化方策	42

第1章 熊本県の地域福祉と民生委員・児童委員活動

1. 民生委員・児童委員とは（位置づけと役割）

■ 民生委員・児童委員の位置づけ

- 民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力するなどして、社会福祉の増進に努める、とされています。（民生委員法第1条）
- 民生委員には、給与は支給されません。任期は3年で、再任も可能です。（民生委員法第10条）
- 民生委員は児童委員を兼ねています。（児童福祉法第16条）
- 子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する主任児童委員は、児童委員の中から厚生労働大臣により指名されます。（児童福祉法第16条）
- 民生委員・児童委員の定数は、市町村（特別区含む）ごとに世帯数に応じて決定されそれぞれの委員が一定の地域（区域）を担当します。（民生委員法第4条）

【参考1】令和7年（2025年）12月1日改選定数（熊本市を除く）

	改選定数	前回からの増減
区域担当民生委員	2,589人	13人増
主任児童委員	229人	増減なし

※定数増：八代市（1人）、玉名市（1人）、山鹿市（2人）、菊池市（5人）、宇城市（1人）、美里町（1人）、大津町（1人）、御船町（1人）

■ 職務の概要

○民生委員の職務は、民生委員法第14条で次の活動をあげています。

- ① 住民の生活状態を適切に把握する
- ② 援助を必要とする人の相談に応じ、助言や援助を行う
- ③ 援助を必要とする人に福祉サービスについての情報提供など援助を行う
- ④ 社会福祉事業や活動を支援する
- ⑤ 関係行政機関の業務に協力する
- ⑥ ①～⑤の職務のほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う

○児童委員の職務は、児童福祉法第17条で次の活動をあげています。

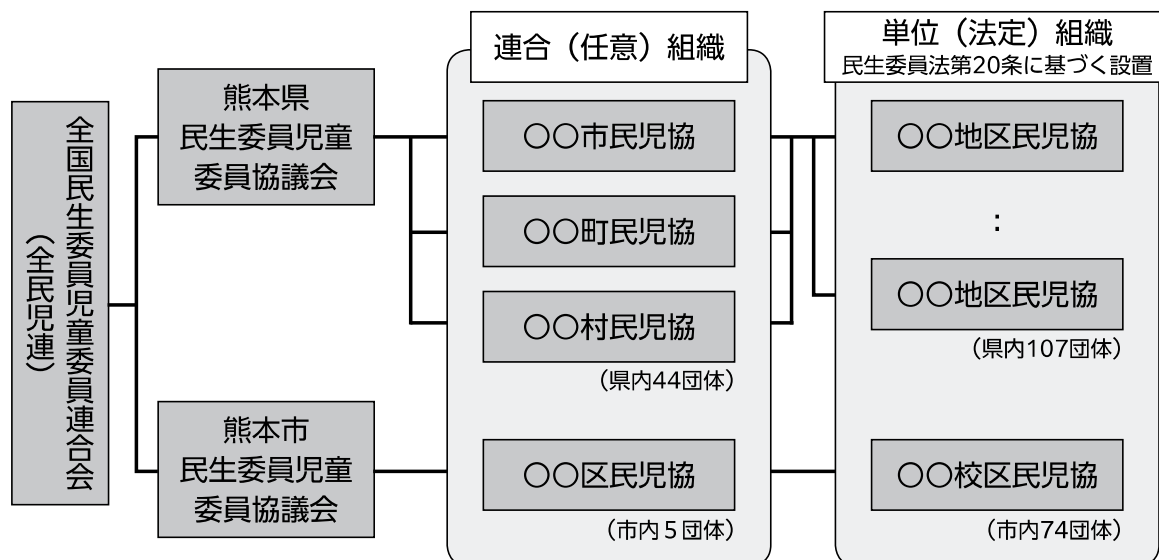
- ① 児童及び妊産婦の生活状態を適切に把握する
- ② 援助を必要とする児童及び妊産婦の保護、保健、福祉サービスについての情報提供などの援助及び指導を行う
- ③ 児童及び妊産婦の社会福祉を目的とする事業者や児童の健全育成に関する活動を行う団体等と連携し、その事業や活動を支援する
- ④ 児童相談所など関係行政機関の業務に協力する
- ⑤ 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努める

○主任児童委員の職務は、児童福祉関係機関と区域担当児童委員との連絡調整、区域担当児童委員の活動に対する援助・協力を行うこととされており、区域担当の民生委員・児童委員と連携して活動しています。

■ 民生委員児童委員協議会（民児協）とは

- 民生委員法第20条の規定に基づき、民生委員・児童委員を構成員とする組織「民生委員児童委員協議会」が一定区域ごとに設置されています。（法定単位民児協）
- 広域（市区、都道府県・指定都市、全国）でも、その連合組織が設置されています。

【参考2】 熊本県における民児協の組織



☆☆☆ 民生委員・児童委員の表彰制度 ☆☆☆

【叙勲・褒章】

叙勲：過去に厚生労働大臣表彰を受けた在任期間30年以上の功績顕著な方で、地区または市町村民児協等の会長・副会長、または郡市レベルの社会福祉協議会理事等の職歴のある70歳以上の方

褒章：過去に厚生労働大臣表彰を受けた在任期間20年以上の功績顕著な現任の方

【厚生労働大臣表彰（社会福祉功労者表彰・個人）】

過去に知事表彰を受けた在任期間20年以上の功績顕著な現任の方

【知事表彰（社会福祉功労者表彰・個人）】

在任期間15年以上で功績顕著な現任の方又は1年以内に解嘱された方

【厚生労働大臣特別表彰】

過去1年間の解嘱者（死亡を含む）のうち、在任期間20年以上の方
15年以上で75歳以上（主任児童委員は55歳以上）の方

【感謝状】

知事：在任期間3年以上6年未満の解嘱者（死亡の場合は年数に関わらず遺族感謝状）
厚生労働大臣：在任期間6年以上の解嘱者

令和5年4月に「こども家庭庁（内閣府の外局）」が設置されたことに伴い、児童委員・主任児童委員制度はこども家庭庁に移管されましたが、児童委員の委嘱、主任児童委員の指名、表彰等は引き続き厚生労働大臣が行います。

2. 地域福祉、地域共生社会を支える要として

(1) 地域福祉とは

地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、行政等が協力して、誰もが、自分らしく、安心して暮らせるようなまちづくり活動を、各々の地域に応じて進めることです。

そのため、市町村では、地域のみなどで考えながら地域に応じた支え合いによる福祉サービスを創出し、県では、市町村の地域福祉の推進を支援しています。

(2) 地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

(3) 包括的な支援体制について

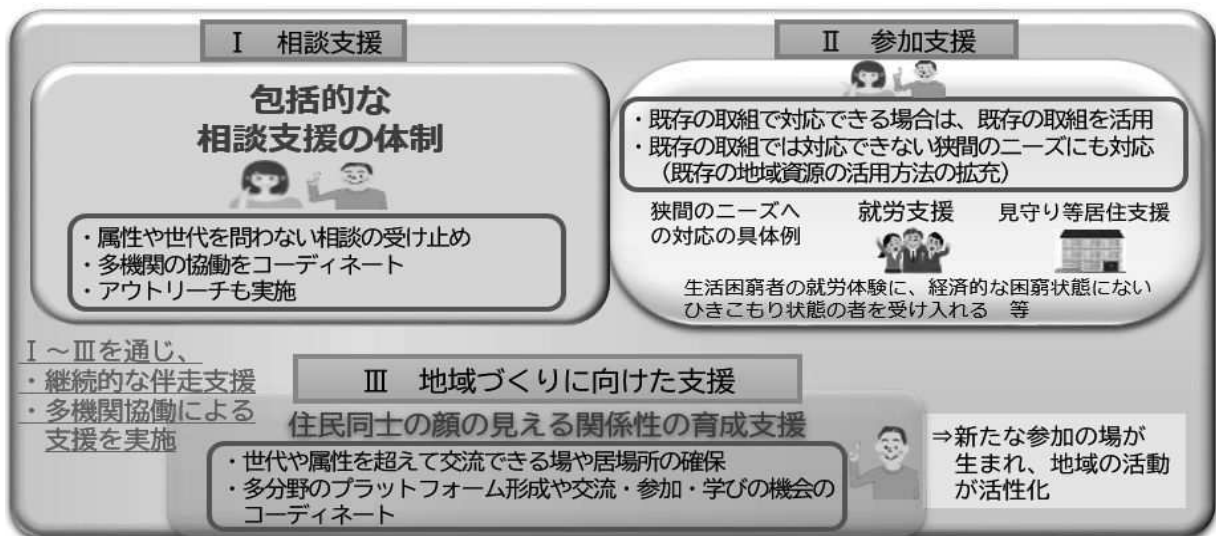
これまで高齢者、障がい者、児童、生活困窮者等の福祉分野ごとに、それぞれの相談機関により支援の充実が図られてきました。

しかし、公的福祉サービスだけでは対応できない場合や、高齢の親と引きこもりの子どもの世帯、介護と子育ての両方に課題を抱えている世帯など、複雑化・複合化した課題、制度の狭間にある課題を抱える人や世帯が増加しています。

このような社会的背景を踏まえ、社会福祉法の一部改正（平成30年（2018年）4月1日施行）では、市町村は包括的な支援体制づくりに努めることが規定されました。

(4) 重層的支援体制整備事業について

令和3年度(2021年度)、国（厚生労働省）は市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性や世代を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つを一体的に進めることを支援する「重層的支援体制整備事業」を創設しました。



出典：厚生労働省資料

(5) 民生委員・児童委員活動と地域共生社会について

ここで、2ページで紹介した民生委員の職務について、もう一度見てみましょう。

- ① 住民の生活状態を適切に把握する
- ② 援助を必要とする人の相談に応じ、助言や援助を行う
- ③ 援助を必要とする人に福祉サービスについての情報提供など援助を行う
- ④ 社会福祉事業や活動を支援する
- ⑤ 関係行政機関の業務に協力する
- ⑥ ①～⑤の職務のほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う

支援の対象に、高齢者や障がい者、生活困窮者といった属性区分はありません。

また、民生委員は児童委員を兼ねていますので、子どもの福祉を含む包括的・総合的な相談支援、参加支援、地域づくりを担っていただいています。

そもそも包括的で地域に根差した民生委員・児童委員活動と同様に、行政等が包括的に対応できるように体制整備に取り組むことが、重層的支援体制整備が目指すものと言えるかもしれません。

【参考】

地域共生社会の実現に向けた民生委員・児童委員、民児協としての行動方針

行動方針	民生委員制度創設 100周年活動強化方策	全社協 福祉ビジョン2020
1. 気づく 民生委員・児童委員、民児協はこれまでと同様に、地域住民に寄り添い、さまざまな課題を抱えた人びとを把握する。	重点2 さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために	①重層的に連携・協働を深める
2. つなぎ、見守る 民生委員・児童委員、民児協はこれまでと同様に、地域の「つなぎ役」となり、自治体や関係機関と協働して見守る。	重点2 さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために	①重層的に連携・協働を深める
3. つなぎ先を増やす 「つなぎ先」を増やすために、民児協が「組織」として自治体や地域の多機関・団体、住民活動等と日ごろから関わり、連携・協働を深める。	重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために	①重層的に連携・協働を深める ⑥国・自治体とのパートナーシップを強める
4. 地域に活動を伝える 関係機関や地域住民に、民生委員・児童委員が行っている「つなぐ」活動等を伝え、関心・理解を促進する。	重点3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために	③福祉を支える人材の確保・育成・定着を図る ⑤福祉組織の基盤を強化する ⑥国・自治体とのパートナーシップを強める
5. 住民相互に支えあう地域をつくる 地域住民やさまざまな団体(学校、自治会、商店、企業等)に地域福祉活動を伝えて参加を促進し、住民相互に支えあう地域をつくるとともに、民生委員・児童委員のなりてのすそ野を広げる。	重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために	②多様な実践を増進する ③福祉を支える人材の確保・育成・定着を図る ⑦地域共生社会への理解を広げ参加を促進する
6. 災害に備える 平常時に地域をつなぐ活動を行うことで、災害に対して住民が協力しあうことができる地域を構築する。	重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために	⑧災害に備える

出典：全国民生委員児童委員連合会、活動事例集「地域共生社会と民児協活動」、2022年、p.12

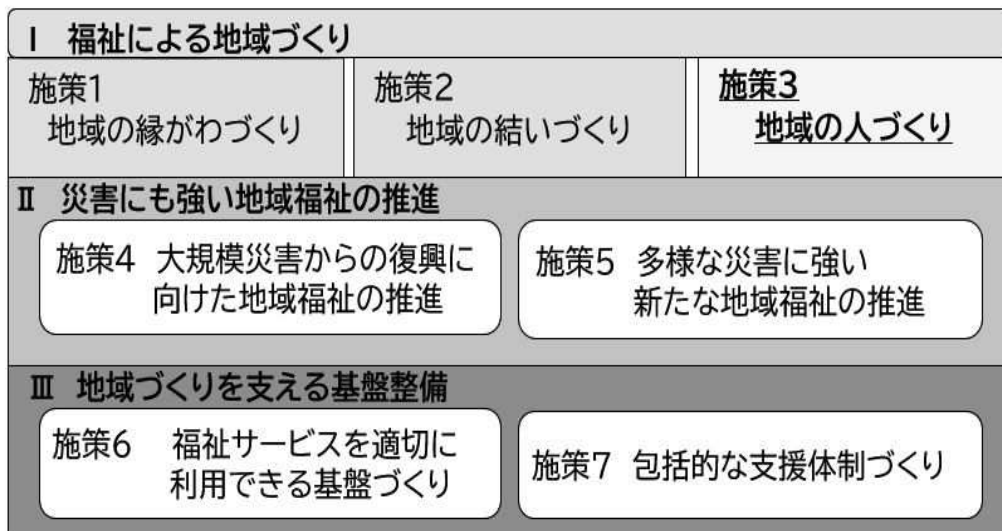
3. 地域福祉における民生委員・児童委員の位置づけ

熊本県では、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5か年を計画期間とする「第4期熊本県地域福祉支援計画」を、令和4年（2022年）3月に策定しました。

計画では、「互いに支え合い、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現」と「誰一人取り残さない持続可能な地域づくり」をめざしています。

目標を達成するために、下記のとおり施策を展開することとしていますが、施策の3本柱のひとつに、「地域の人づくり」を掲げています。

【第4期熊本県地域福祉支援計画の施策体系】



(1) 「地域の人づくり」について

- 地域福祉の取組は、地域住民をはじめ、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO法人、社会福祉法人、企業、社会福祉協議会等、たくさんの人や団体の支え合いにより展開されています。
- 地域福祉を取り巻く現状としては、少子高齢化の中で人口減少が進行しており、地域福祉の担い手不足が深刻化しています。また、近隣での支え合いや人とのつながりが希薄になっていることや、共働き世帯や単身世帯の増加等により、地域での支え合いの力の低下が懸念されます。
- このような中で、地域福祉の担い手を育成していくためには、「誰もが役割と生きがいを持ち、支え合う」という考えに立って、一人でも多くの人に地域福祉に関心を持ってもらい、それぞれができる範囲での活動を促していくことが重要です。
- また、自治会やボランティアグループ、NPO法人、社会福祉法人、企業等の参加を促していく必要があります。

【地域の人づくりを推進する県の取組み】

- 1 福祉の心の育成
- 2 地域福祉を担う住民の育成
- 3 自治会、ボランティアグループ、NPO法人等が行う地域活動への支援
- 4 社会福祉法人、企業等の地域貢献活動の拡大
- ★5 民生委員・児童委員の人材確保と活動環境向上

(2) 民生委員・児童委員の人材確保と活動環境の向上

- 県内（熊本市含む）では、4千人余りの民生委員・児童委員の皆さまに、熱心な見守り活動や相談支援等に取り組んでいただいている一方で、民生委員・児童委員のなり手不足が課題となっています。
- なり手不足の主な理由としては、地域の人口減少、高齢化によって、そもそも民生委員・児童委員のなり手となる人材が少ないこと、地域福祉を担う民生委員・児童委員の負担が重くなっていること、無報酬かつ献身的な活動の意義が地域社会に十分理解されていないことなどが挙げられます。
- 県では、市町村や民生委員児童委員協議会等の関係機関と連携し、民生委員・児童委員の負担軽減や人材確保を行うとともに、地域住民の福祉に対する理解促進や、福祉のまちづくりリーダーの養成等により、民生委員・児童委員の負担軽減、なり手の掘り起こしに取り組んでまいります。
- また、子どもの頃からの「福祉のこころ」の育成に取り組み、中長期的な民生委員・児童委員活動への理解促進、なり手不足対策を進めます。

① 福祉のまちづくりリーダーの養成

地域福祉活動を推進するにあたっては、地域福祉の考え方を理解して、地域の課題やニーズをまとめ、関係機関等との窓口となって、活動における地域のけん引役となる人（福祉のまちづくりリーダー）が不可欠です。

県では、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会と連携し、福祉のまちづくりリーダーの養成研修（地域のつながり向上研修）を行い、自治会役員や消防団員、商工会役員、NPO法人、社会福祉施設職員等、様々な立場の人に参加を呼びかけ、多様なリーダーの育成を図っています。

② 福祉のこころの育成

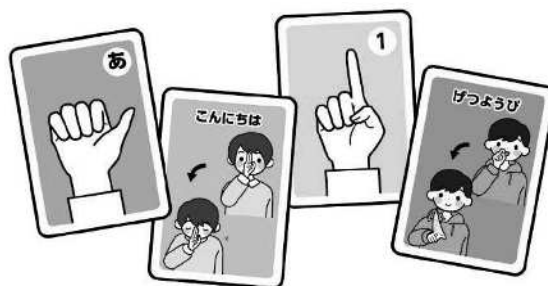
多くの人に地域福祉活動に参加してもらうためには、まず、地域住民の福祉に対する理解を深めていく必要があります。

また、子どもの頃からボランティア活動や地域の支え合い活動を体験し、支え合いの心を育むことができるよう、児童・生徒に対しても意識啓発を図る必要があります。

県では、ハートフルサポーター（※）育成研修や、地域福祉推進フォーラムの開催、既存の講座・研修会等を活用した地域住民の意識の醸成を図っています。また、令和4年度（2022年度）から令和6年度（2024年度）にかけて、県内の大学に呼びかけて児童・生徒等に対する研修教材の開発を行う「ふくしのこころ育成事業」を実施し、子どもから大人まで、幅広い世代の方が福祉に関心をもつきっかけづくりを行いました。この取り組みで作製した「手話かるた」は市町村教育委員会等に配付し、福祉教育や交流イベント等で活用いただいています。

※ハートフルサポーター：地域福祉について学び、支え合いの視点を持って行動する人

【手話かるた（ふくしのこころ育成事業）】



(3) 「熊本見守り応援隊」の取組み

① どうして見守りが必要なのか

現代社会では、プライバシー意識の高まり、住民間のつながりの希薄化などのため、特に一人暮らしの高齢者や孤立した家族などで、孤独死や虐待などの問題が生じるリスクがあります。

また、高齢者を狙った犯罪や消費者被害も増加しています。

地域あるいは家庭内での孤立、生活困窮など、事情によっては自ら相談できない方もいることから、民生委員・児童委員の見守り活動の役割は大きくなってきています。

日常のさりげない見守り



異変のサインに気付く



関係機関に連絡



専門部署が出向いて確認



早期の対応が可能に

② 熊本見守り応援隊とは

熊本県ではこうした背景を踏まえて、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、民生委員・児童委員活動を支援するとともに、地域の事業者、関係機関の協力を得て、地域の中で支援が必要と思われる世帯や子どもの安全などを見守る「熊本見守り応援隊」の活動に取り組んでいます。

※平成23年（2011年）3月11日発足

③ 協定締結について

協定は、下記の協力事業者と5つの関係機関・団体の間で締結しています。

【関係機関・団体】

熊本県社会福祉協議会、熊本県民生委員児童委員協議会、
熊本市民生委員児童委員協議会、熊本県警察本部、熊本県



《熊本見守り応援隊 協定協力事業者（令和7年10月末現在）》

- ・株式会社熊本日日新聞社
- ・株式会社佐川急便株式会社
- ・一般社団法人熊本県LPガス協会
- ・株式会社ハイコムポスティング
- ・一般社団法人熊本県タクシー協会
- ・布亀株式会社
- ・西部ガス株式会社熊本支社
- ・ヤマト運輸株式会社
- ・日本郵便株式会社九州支社
- ・一般社団法人熊本県医薬品配置協会
- ・九州電力株式会社
- ・グリーンコープ生活協同組合くまもと
- ・熊本県農業協同組合中央会
- ・ワタミ株式会社
- ・熊本県読売会
- ・株式会社肥後銀行
- ・西日本新聞エリアグループ熊本
- ・株式会社セルモ
- ・株式会社セブン-イレブン・ジャパン
- ・ユウベル株式会社
- ・生活協同組合くまもと
- ・第一環境株式会社 九州・沖縄支店
- ・熊本ヤクルト株式会社
- ・熊本県理容生活衛生同業組合

(4) 地域共生の実践「地域の縁がわ」づくりの取組み

- 「地域の縁がわ」とは、平成16年度（2004年度）から熊本県が独自に取り組んでいる、地域の誰もが気軽に集い、支え合う地域の居場所のことです。
- 県では、NPO法人が空き家を活用して住民交流スペースを開設したり、社会福祉法人が施設内に住民交流スペースを確保したりするなど、様々な運営主体がそれぞれの地域資源を活用しながら居場所づくりに取り組むことを支援してきました。
- 約20年間の取組みで、地域独自の様々な“縁がわ”が生まれ、令和7年度（2025年度）9月末で県内607か所にまで増えました。



【縁がわ活動の例】

- ☆見守り
認知症カフェ、学童見守り
- ☆会食・配食
子ども・地域食堂、配食サービス
- ☆買物・移動
移動販売、買物同行・代行
- ☆健康
健康体操、栄養指導教室
- ☆学び
寺子屋塾、パソコン・スマホ教室
- ☆防災・ICT
避難所確認、声かけ訓練

★県とNPOの協働事例

平成17年(2005年)10月「地域の縁がわ」モデルとして、県営健軍団地（熊本市東区）の1階に「健軍くらしささえ愛工房」を開設。

運営を担っているのは「NPO法人おーさぁ」。

縦割りの制度の枠を超えた共生型小規模多機能施設として、介護保険事業所や自立支援事業所、保育園を併設し、高齢者、障がい者、若者、子どもの多世代が集います。

また、これまで培った経験やノウハウを活かし、地域福祉・地域共生の情報発信基地、モデル施設として、県内外から毎年たくさんの視察や事業立ち上げ相談等を受け入れています。

☎096-214-0003（NPO法人おーさぁ）



【地域の縁がわの由来】

数十年前までは、都市部でも下町と言われるような場所では、路地（私道）などで人々の語らいがあり、向こう三軒両隣の交流がありました。

農村などの古い家屋では、近所の人々が門から勝手に入り、玄関ではなく縁側から家人に声をかけ、そこで語らうというような光景もありました。

生活の文化・風習は、時代を反映して変わりゆくものです。時間を巻き戻すのではなく、現代社会にあった語らいの空間や交流の仕組みづくりを熊本県では「地域の縁がわ」と呼んで、多様な主体による地域共助の取組みを推進しています。

第2章 民生委員・児童委員活動の基礎知識

1. 民生委員・児童委員活動の基本

地域の人々との信頼関係に基づく活動、社会的な信頼の基礎として、民生委員・児童委員には、「3つの基本姿勢」「3つの基本的性格」「3つの活動の原則」が求められます。

また、民生委員・児童委員活動には、「7つのはたらき（役割）」があります。

(1) 民生委員・児童委員の基本姿勢

① 社会奉仕の精神（民生委員法第1条）

社会全体に対する奉仕の精神をもって、社会福祉の増進に努めます。

② 基本的人権の尊重（民生委員法第15条）

職務の遂行にあたっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守る義務があります。

また、人種、信条、性別、社会的身分または門地によって、差別的または優先的な取り扱いをしてはいけません。

③ 政党・政治的目的への地位利用の禁止（民生委員法第16条）

民生委員の地位を政党または政治的目的のために利用してはいけません。



(2) 民生委員・児童委員の基本的性格

① 自主性

常に住民の立場に立って自発的・自主的な活動を行います。

② 奉仕性

地域住民に対して誠意と連帯感を持って、謙虚に無報酬で活動を行います。

③ 地域性

定められた一定の地域を活動区域とします。

(3) 民生委員・児童委員活動の原則

① 住民性の原則

民生委員・児童委員は自らも地域住民の一員として、住民にもっとも身近なところで住民の立場に立った活動を行います。

② 継続性の原則

福祉の課題には、時間をかけて解決していくべき事例が多くあります。

民生委員・児童委員の交替が行われた場合でも、その活動は引き継がれ、継続した対応を行います。

③ 包括・総合性の原則

地域社会全体の課題や、援助を必要とする住民の複合的課題に対応していくため、その解決に向けては、包括的、総合的な視点に立った活動を行います。

(4) 民生委員・児童委員活動の7つのはたらき（役割）

① **社会調査のはたらき**

担当区域内の住民の実態や福祉需要を日常的に把握します。

② **相談のはたらき**

地域住民がかかえる問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。

③ **情報提供のはたらき**

社会福祉制度やサービスについて、内容や情報を住民に的確に提供します。

④ **連絡通報のはたらき**

住民が、個々の福祉需要に応じた福祉サービスが得られるよう、関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をつとめます。

⑤ **調整のはたらき**

住民のニーズに対応し、適切なサービス提供が図られるように支援します。

⑥ **生活支援のはたらき**

住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていきます。

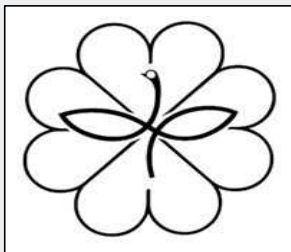
⑦ **意見具申のはたらき**

活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民児協をとおして関係機関などに意見を提起します。

全国民生委員児童委員連合会ホームページ (<https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/shisei/>) をもとに作成

ちょっと、いっぷく。

民生委員の徽章（きしょう）の由来



現在の民生委員の徽章の図柄は、昭和35年（1960年）に公募して選ばれたものです。

- 幸せのめばえをしめす四つ葉のクローバー
- 民生委員の「み」の文字
- 児童委員をしめす双葉（「み」の文字の左右部分）
- 平和のシンボルの鳩（「み」の文字が鳩の姿）

これらをかたどって、愛情と奉仕をあらわしています。

なお、徽章（バッジ）の裏面には「民生委員」「児童委員」「厚生労働省」と刻まれています。

2. 具体的な民生委員・児童委員活動

(1) 民生委員の職務

民生委員は、民生委員法第1条に基づき、「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める」こととされています。

そのための具体的職務は、民生委員法第14条に規定されています。

民生委員法

第14条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- ① 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
 - ② 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
 - ③ 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
 - ④ 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - ⑤ 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- 2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

① 生活状態の把握について

第1項第1号は、民生委員はその担当区域内の実状を把握するとともに、個別の援助が必要な者については、援助を受けるために必要な情報を収集して、行政への連絡等を行うための資料を作成することを規定したものです。

このような社会調査に基づく資料（福祉票など）の整備と活用は、生活保護の申請に役立つだけでなく、広範囲にわたる民生委員活動の基礎となります。

なお、調査に当たっては、個人のプライバシーを侵害することのないよう、特に留意する必要があります。

② 相談・助言・援助

第1項第2号は、援助を必要とする者が、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、様々な福祉に関するニーズや不満などに対して、相談、助言などの援助を行うことを職務としたものです。

「援助を必要とする者」とは、福祉六法(※)や困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（2024年4月施行）、児童虐待防止法などの法律に基づく措置や福祉サービスを必要とする方のほか、地域福祉の観点に立って行われる民間福祉活動の対象者も含まれます。

また、物的援助だけでなく精神的援助を含む広い意味で用いられています。「生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと」とは、公の責任に基づく保護、援護の措置を措置権者（自治体の長等）に代わって行うのではなく、民間奉仕者としての立場から、援助を必要とする人の立場に立って必要な方法で、その人に必要な支援を行うことを意味します。

- ※ ○生活保護法 ○児童福祉法 ○身体障害者福祉法 ○知的障害者福祉法
○老人福祉法 ○母子及び父子並びに寡婦福祉法

③ 福祉サービス情報等の提供

第1項第3号は、援助を必要とする者ができる限り、その方の意向に沿った福祉サービスの利用ができるよう情報提供等の援助を行うことです。

介護保険制度や障害者自立支援法の導入などにより、多くの福祉サービスが「措置」から「契約」へと利用者本位の制度に移行してきています。

契約では、利用者が自ら事業者を選ぶことができますので、事業者は他の事業者との差別化を図るために、多様な内容のサービスを提供しています。

それぞれの事業者が提供するサービス内容を把握し、それを利用者に適切に伝え、利用者の納得がいく事業者選択を支援することも、民生委員の重要な職務となります。

④ 社会福祉事業経営者等との連携

第1項第4号は、「社会福祉を目的とする事業を営業者(老人福祉施設、障がい者福祉施設、児童福祉施設等)又は社会福祉に関する活動を行う者」と密接に連携することによりその活動の支援を行うものです。

⑤ 行政機関への協力

第1項第5号は、民生委員の協力機関としての機能を明確にしたものです。

「福祉に関する事務所」とは、福祉六法(※前頁②を参照)に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行う福祉事務所のことです。

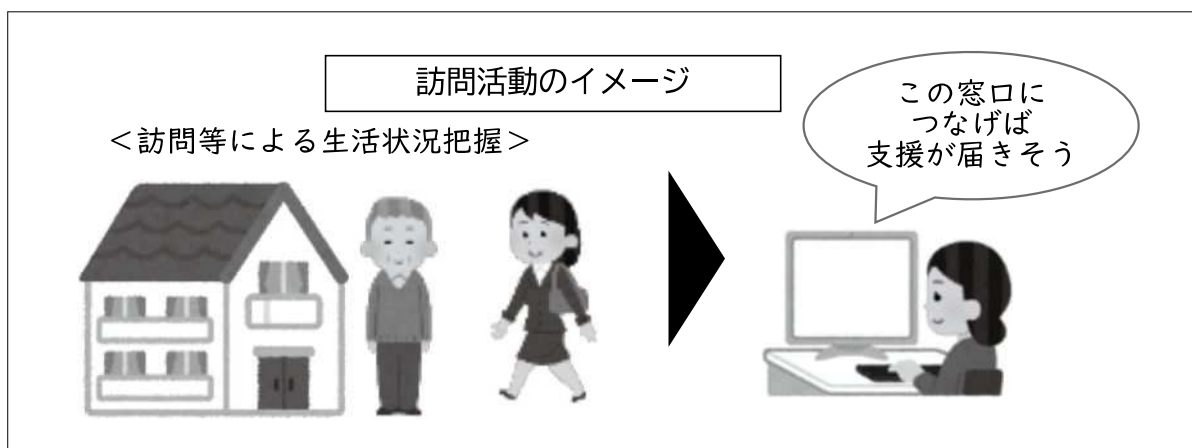
福祉事務所には、市が設置している福祉事務所と、県が設置して町村を所管する福祉事務所があります。

「その他の関係行政機関」とは、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、女性相談所、保健所、公共職業安定所、一般職業訓練所及び身体障害者職業訓練所、家庭裁判所、学校、社会保険事務所等です。

「業務に協力する」とは、関係行政機関がその権限に基づいて継続して行う事務又は事業について、民間奉仕者として、外部から協力することを意味しますが、民生委員・児童委員が協力する「業務」は社会福祉に関するものです。

⑥ 地域福祉の増進

第2項は、民生委員を地域福祉推進の担い手としてとらえ、ボランティア活動の推進や地域の福祉課題に対する住民の理解を求める活動など地域福祉の増進を図る活動を、民生委員の活動として位置づけています。



(2) 児童委員の職務

児童委員については、児童福祉法第16条第2項により民生委員が児童委員を兼ねること、第17条第1項にその職務が規定されています。

児童福祉法

第16条 市町村の区域に児童委員を置く。

2 民生委員法（昭和23年法律第198号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

4 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第5条の規定による推薦によって行う。

第17条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- ① 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
- ② 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
- ③ 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- ④ 児童福祉司又は社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
- ⑤ 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

基本的な役割は、民生委員としての活動と共通していますが、児童の健全育成や児童虐待防止、ひとり親世帯の支援など児童福祉・子育て支援の取り組みが求められます。

なお、詳しくは「児童委員の活動要領（H16.11.8改正 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」を本冊子の「資料編」36～41ページに掲載していますので、参照してください。

【参考】「児童委員の活動要領」の骨子

第1 児童委員の任務と心構え	5 意見具申
1 児童委員の任務	6 連絡通報
2 児童委員の心構え	
第2 児童委員の活動	第3 主任児童委員の活動
1 実情の把握と記録	1 関係機関と児童委員との連携
2 相談・支援	2 児童委員への援助・協力
3 児童の健全育成のための地域活動	3 民生委員としての活動
4 児童虐待への取り組み	第4 児童委員協議会

(3) 主任児童委員の職務

主任児童委員は、民生委員・児童委員の中から指名され、児童福祉に関する事項を専門的に担当するものとされていますが、地域で発生する個別事案についても、当該区域を担当する児童委員と適宜連携を図り、積極的に対応することが求められています。主任児童委員として、児童委員の活動のほか、以下に掲げる事項について活動することが求められています。

児童福祉法

第17条

- 2 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。
- 3 前項の規定は、主任児童委員が第1項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。

① 関係機関と児童委員との連携

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所、学校、教育委員会等の関係機関との連絡を密接にし、児童及び児童を取り巻く家庭環境・社会環境について児童委員と連携して詳細な情報収集を行います。

また、地域における児童健全育成事業や母子保健活動等の推進に関しては、関係機関、特に児童館活動や母親クラブ等の関係者と密接に連携し、さらに健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関しては、地域ぐるみで子育てを行うための啓発活動を企画し、活動の実施に当たっては、その中心的役割を果たし、関係機関及び児童委員と連携して積極的に活動します。

② 児童委員への援助・協力

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関からの個別事案にかかる調査・支援等の依頼については、原則として児童委員に対して行われますが、この活動に対し積極的に援助・協力します。

また、個別事案を扱う必要がある場合は、当該区域を担当する児童委員と調整・相談のうえ、協力して対応しますが、緊急を要する等事案の内容によっては、当該区域を担当する民生委員・児童委員と連絡・調整を図りながら、主任児童委員が主体的に当該事案を扱うことも必要です。

③ 民生委員としての活動

主任児童委員は、生活保護法、身体障害者福祉法、老人福祉法などの行政事務への協力に関しては、制度の周知徹底を行うにとどめ、主任児童委員としての活動を実施することに伴い、これら法律に基づく個別世帯に対する援助・協力等が必要となることを発見した場合には、速やかに当該世帯が生活する区域を担当する民生委員に連絡し、必要な援助・協力等を要請し、自らは個別世帯に対する援助・協力等は行わないことを原則とします。

3. 民生委員・児童委員の協力が明記されている法律等

民生委員の職務については、民生委員法の他に、生活保護法、児童福祉法その他の社会福祉関係法にも明記されています。

(1) 民生委員の協力が明記されている法律等

① 生活保護事務についての協力（生活保護法第22条）

生活保護法

第22条 民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

② 老人福祉事務についての協力（老人福祉法第9条）

老人福祉法

第9条 民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

③ 身体障がい者福祉事務についての協力（身体障害者福祉法第12条の2）

身体障害者福祉法

第12条の2 民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所の長、身体障害者福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

④ 知的障害者福祉事務についての協力（知的障害者福祉法第15条）

知的障害者福祉法

第15条 民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長、知的障害者福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

(2) 民生委員・児童委員の協力が明記されている法律等

① 女性保護事務についての協力

（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第14条）

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

第14条 民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和25年法律第204号）に定める保護司、更生保護事業法（平成7年法律第86号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(3) 児童委員の協力が明記されている法律等

① 母子等福祉事務についての協力（母子及び父子並びに寡婦福祉法第10条）

母子及び父子並びに寡婦福祉法

第10条 児童福祉法に定める児童委員は、この法律の施行について、福祉事務所の長又は母子・父子自立支援員の行う職務に協力するものとする。

② 児童虐待の防止等についての協力

（児童虐待の防止等に関する法律第6条、第7条、第8条の2、第9条、第9条の2）

児童虐待の防止等に関する法律

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

第7条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

2 （略）

3 都道府県知事は、第一項の保護者が同項の規定による出頭の求めに応じない場合は、次条第一項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

第9条の2 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は前条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

4. 活動記録の作成と活用

民生委員・児童委員は、活動を効果的、適切に進めるために、様々な記録を活用します。支援を必要とする人びとの相談にのり、必要なサービスの提供につなぐためにも、記録は民生委員・児童委員活動上、重要な意味をもっています。

一方、個人情報やプライバシーは保たれるのか、自分の情報がどのように活用されるのかは、誰もが懸念することです。

社会的にも個人情報保護に関する意識は高まっています。守秘義務の観点からも、民生委員・児童委員は情報の管理・記録の取り扱いに細心の注意をはらうことが大切です。

民生委員・児童委員は厚生労働大臣に委嘱されて活動しています。それゆえ、日々の活動内容を記録し国に報告することは、民生委員・児童委員の責務とも言えます。日々の活動を記録するために用意されているのが「活動記録」です。

記入にあたっては、「民生委員・児童委員活動記録 記入の手引き【改訂第2版（令和7年9月版）】」（全国民生委員児童委員連合会）を参照してください。

※記入や集計の方法などに関する質問は、お住まいの市町村の民生主管課にお問い合わせください。

【活動記録の活用】

① 国としての活用

毎年度、すべての民生委員・児童委員に統一様式の「活動記録」（冊子）が配付されます。（資料編35頁を参照）

各委員は、これに日々の活動を記録し、月ごとにその件数等を集計して単位民児協会長に提出します（会長から市町村を通じて、県、国に報告）。

国（厚生労働省）では、全国分を集計し、「福祉行政報告例」として公表するとともに、各福祉施策の企画・立案の基礎資料として活用されます。

② 委員個人としての活用

日々の活動を正確に記入することによって自らの活動を点検し、その評価を行うことで、次の活動へとつなげていくことができます。

活動記録をつけるということは、時間と労力を要するものです。

しかし、日々の活動の内容を記録することは、各自の活動に対する自覚を高め、次のようなことが可能です。

- 活動の積み重ねが理解できる。
- 課題の整理・分析ができる。
- 活動に対する評価や反省ができ、新しい活動の方向性を見出す素材となる。

③ 民児協としての活用

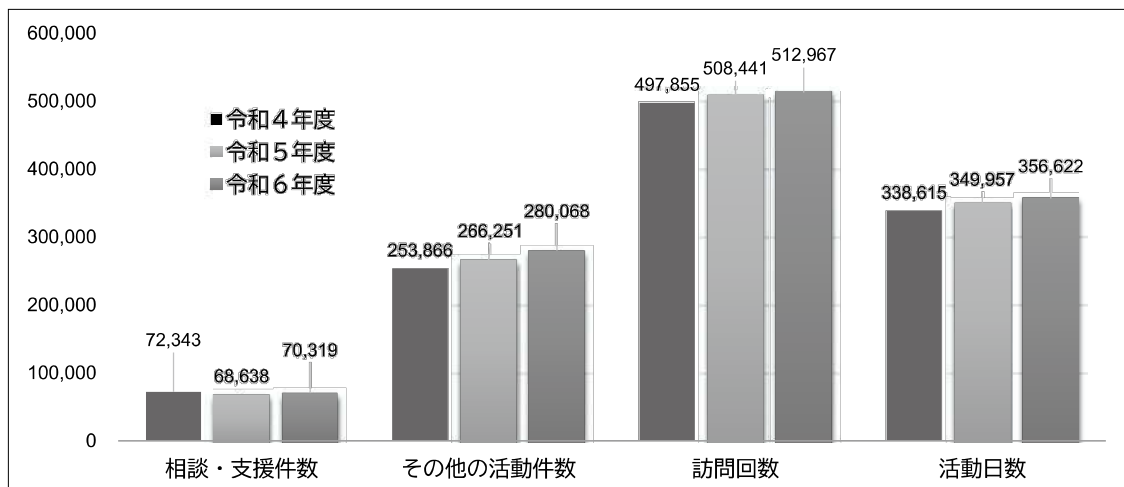
民児協において住民や地域が抱える課題の動向や特徴などを報告・協議することで、組織活動へつなげていくことも可能です。次年度の活動目標や研修に生かすこともできます。

- 毎月の集計結果を広報誌や民児協定例会などを通じて委員全員にフィードバックすることによって、委員間での情報・課題の共有ができます。
- 全国の集計と照らし合わせたり、他の民児協と情報交換したりすることによって、地域の特性や課題の分析に役立ちます。
- 把握した地域課題や問題点は、市町村や関係機関とともに検証しながら、必要な働きかけを行ったり、協働・協力活動を展開したりすることに役立ちます。

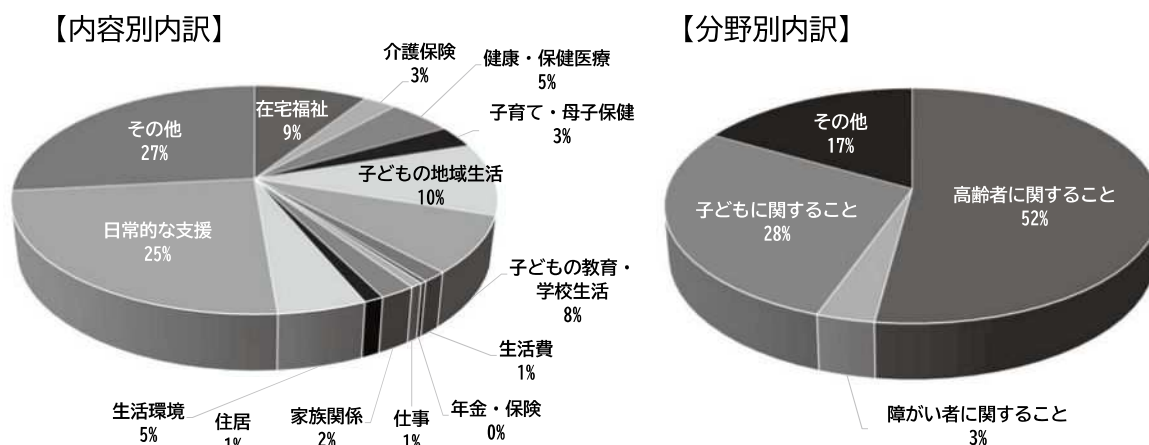
「2025年度版民生委員・児童委員活動記録」（全国民生委員児童委員連合会民生部）をもとに作成

【参考】熊本県の民生委員・児童委員の活動状況（熊本市を除く）

◆相談・支援件数、その他活動件数、訪問回数、活動日数の推移



◆相談・支援件数の内容別内訳・分野別内訳（令和3年度）



「福祉行政報告例」（厚生労働省）（<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1.html>）をもとに作成



民生委員・児童委員の一人当たりの活動状況

県内（熊本市を除く）では、令和6年度（2024年度）現在、2,714人の民生委員・児童委員が活動されています。活動記録の集計結果をこの人数で割り戻すと、民生委員・児童委員一人当たりの年間活動状況が見えてきます。

- 相談・支援件数 25.9件
- その他の活動件数 103.2件
- 訪問回数 189.0回
- 活動日数 131.4日

5. 福祉票・児童票について

(1) 福祉票について

「福祉票」は、相談や協力依頼を受け、何らかの支援を必要とする個人や世帯の状況、相談・支援の過程などを記録し、適切な相談・支援活動と継続した支援の展開を目的に作成します（活動記録とは目的・性格が異なります）。

したがって、個人や世帯の一般的な状況把握を目的として作成または使用するものではありません。

【基本的な注意点】

- ①世帯・個人の収入・資産などの把握は援助活動に必要な範囲にとどめる
- ②障がいや傷病、要介護の状況等は、家族や本人から聞いた範囲で記入
- ③援助対象者からの要求・要望は、民生委員活動に関わる内容を記入
- ④個別の福祉票の作成と合わせて、担当分の総括一覧表を作成する

① 福祉票を作成する個人や世帯について

○福祉票は相談や協力依頼を受け、何らかの支援を必要とする個人や世帯について作成するものです。

- ➡ 個人や世帯の一般的な問題把握や状況調査ではありません。
福祉票を個人や世帯に配布し、記入を依頼するものではありません。

② 福祉票を作成する個人や世帯への説明事項等について

○福祉票の作成に当たっては、以下のことを十分に説明してください。

- ・個人や世帯の支援を目的として作成するものであること
- ・目的外使用はしないこと
- ・記載事項の秘密が守られること
- ・支援が完了した時、福祉票は廃棄されること
- ・支援が長期にわたり、担当民生委員・児童委員が改選などによって交替した場合には、福祉票が交替した委員に引き継がれること

○なお、福祉票の作成について拒否された場合は、作成しません。

③ 福祉票への記載内容について

○福祉票への記載に必要な情報の把握は、必ず担当する民生委員・児童委員が自ら行うとともに、本人の確認をとるようにしてください。

- ➡ 「うわさ」や「伝聞」をそのまま記載することは避けてください。

○支援に直接関係のない事項、記載を拒否する内容については記載しません。

④ 福祉票の保管と引き継ぎについて

○福祉票には個人や世帯のプライバシーに関わる事項が多く含まれているので、その保管については以下のとおり确实・慎重に行ってください。

- ・福祉票を持ち歩いたり、紛失しないよう留意すること
- ・福祉票そのものを会議等の場に資料として提供しないこと
- ・福祉票を廃棄する場合は、内容が漏れないよう厳正に処分すること

○担当民生委員・児童委員が改選などによって交替した場合、确实に福祉票を交替した委員に引き継ぎ、継続した支援が行われるようにしてください。

⑤ 関係機関・団体、ボランティア等との連携に当たって

- 民生委員・児童委員が、地域住民やボランティアグループ、関係機関・団体と協働して、訪問活動や見守り支援ネットワーク活動などに協力するにあって、支援先として個人や世帯の状況について他から情報提供を求められた時には、福祉票そのものの提供はしないでください。
- 個人や世帯の支援を目的として、必要な情報の提供を求められた際には、提供する情報の内容と提供先、情報の使用について確認し、支援対象の**個人や世帯に説明して了解が得られた場合は、必要最小限の事項について提供するようにしてください。**
- 情報を提供する際は、提供先において利用の逸脱や個人や世帯の不利益となることがないように、厳に取り扱いを留意するよう徹底してください。
- 個人や世帯が他への情報提供について拒否した場合には、決して強要をしないでください。
- ただし、児童虐待の通告等のように、個人の生命や身体の安全を守るため、緊急かつやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。
- なお、情報提供のあり方については、民生委員・児童委員の個々の判断ではなく、その可否等を含めて社協や行政をはじめ福祉・保健・医療等の関係者と検討を行い、そのルールづくりを各市区町村単位で行う(策定する)ことが、適正な情報管理には必要です。

「福祉票の作成とその取扱いに関する基本的な考え方」平成12年3月
(全国民生委員児童委員連合会)をもとに作成

(2) 児童票について

- 作成や保管、情報の取り扱い、引き継ぎや廃棄については、福祉票と同じく厳正に取り扱ってください。
- なお、緊急を要する事案等内容によっては、主任児童委員と連絡・調整を図るようにしてください。

福祉票様式例 (表面)

【表面】		No. <input type="text"/>	
(秘) 福祉票 (様式例)		<自由記入欄>	
		区域名	民生委員・児童委員名
(記録開始年月日 年 月 日)			
要 支 援 者	ふりがな	区 分	
	氏 名	A 高齢者 B 障がい者 C 児童 D ひとり親 E 外国籍 F その他	
	性 別 男・女(秘匿意向 有・無)	支援を開始した理由等	
	生年月日 (記録開始時点の年齢)		
	住 所	本人(世帯)の課題や希望	
	電 話		
生活保護	受給 有・無	年月	
家 族 ・ 近 所 等 の 緊 急 連 絡 先	同 居	ふりがな	電話番号①
	続 柄	氏 名	備 考 (別居の住所、健康状態、職業、学校など)
	同・別		電話番号②
	同・別		
	同・別		
	同・別		
支援目標	当面の支援計画		

児童票様式例 (表面)

【表面】		No. <input type="text"/>	
(秘) 児童票 (様式例)		<自由記入欄>	
		1. 支援開始の状況	
受付経路	開始年月日		
申請者	児童との関係、続柄		
連絡先	TEL		
2. 児童・家族の状況			
ふりがな	現住所		
氏 名			
生年月日	就学状況等	・就学中 () ・就労中 () ・その他 ()	
ふりがな	年齢	続柄	保護者の住所
保護者氏名			TEL
家 族 の 状 況	氏 名	年齢	続柄
			備 考
ケース概要			
連携機関等	1. 市町村 2. 児童相談所 3. 福祉事務所 4. 保健所 5. 学校 6. 警察 7. その他 ()		
対応経過	最終対応年月日 ()		

6. 証明事務について

民生委員法上、職務として明確に規定されているものではありませんが、住民の生活状況の改善や維持のために必要な支援として、また、行政への協力活動を進めるなかで、民生委員・児童委員が行ってきたものです。

実際には、依頼された内容について民生委員・児童委員として状況確認できる範囲内で対応するものです。

対応するもの【前提条件：福祉サービスの利用等が目的】

① 法令や通知、国や自治体が定める要綱等に定められているもの

法律や施行令、通知、条例等の規定で、民生委員・児童委員の協力や援助・助言を求められているものについては、その対応を行います。

② 「補充性」をもつものとして扱われるもの

公的機関の証明のほかに、さらにそれを補う確認が必要となるものは、対応します。

対応しないもの

① 状況確認ができないもの

住民の生活状況の改善や維持に対する支援であり、かつ、福祉サービスの利用等を目的としている場合であっても、本人や対象者と面識がなく（ないに等しい）、生活状況の確認が困難な場合、あいまいな場合は対応しません。

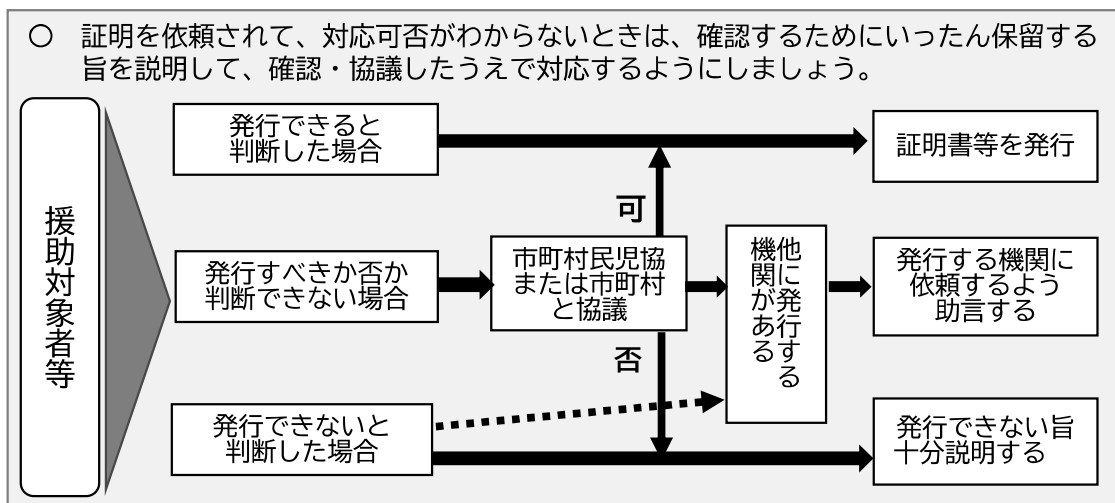
② 代替手段があるもの

公的機関の発行する書類で対応できる場合、また、私的機関・団体等自らが事実を調査し証明書類を発行することができる場合は、対応しません。

③ 法的根拠として取り扱われるもの

民生委員・児童委員は中立公平に住民に接する立場であることから、訴訟のなかで、一方の住民側の証拠として提出されるものについては、対応しません。また、本来裁判所の判断により「証明」されるべきもの（相談放棄証明、養子縁組証明等）は、取り扱いません。

【証明書の発行を依頼されたときの流れ】



●対応すべきではない証明の例（前記「対応しないもの」の①、③に該当）

調査、状況確認内容	主な用途	主な提出先
住所地に不在である（居住していない）こと	・ 公示送達 ・ 担保物件の権利取得 ・ 土地の賃借関係の解除 ・ 滞納電話料の免除	・ 裁判所、消費者金融、ローン・クレジット会社等 ・ 貸金業者 ・ 弁護士 ・ 電話事業者
住所地に居住していること	住宅取得控除申請	税務署
無資力であること	労災の第三者行為災害における加害者の無資力であることの証明	労働基準監督署
収入が減少している（無収入である）こと	減税申告	市区町村行政税務所管課
離職・退職したこと	保険申請・受給	ハローワーク、民間保険会社
交通事故に遭ったこと	保険申請・受給	民間保険会社、共済組合
罹災したこと	保険申請・受給	民間保険会社、共済組合
仕事を休業していること	保険申請・受給	民間保険会社、共済組合
事実婚をしていること	慰謝料請求等の訴訟資料	弁護士
このほか、行政や私的機関・団体で証明できる（すべき）内容		

●行政機関で発行できる主な証明（前記「対応しないもの」の②に該当）

課税証明	町界町名変更証明
非課税証明	住居表示に関する証明
納税証明	国民健康保険税課税（納税）証明
専用住宅証明	国民健康保険被保険者資格（喪失）証明
資産証明	国民年金受給者資格（喪失）証明
戸籍謄本・抄本	介護保険料に関する証明
戸籍記載事項証明	市町村道認定証明
身分証明（破産宣告の有無等民事事項に限る）	道路幅員証明
住民票の写し	市区町村営住宅使用証明
住民票記載事項証明	中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第7号に規定する認定証明
転出証明	農耕地であることの証明
出生証明書	農家証明
印鑑登録（抹消）証明	耕作証明
不在籍・不在住証明（現住証明に限る）	小作料の証明
外国人登録原票記載事項証明	海難証明
埋葬・火葬許可証交付済証明	罹災証明
建築許認可確認証明	火災証明

7. 個人情報の取り扱いについての基本的な考え方と留意点

○ 守秘義務の徹底が信頼関係に通じる

民生委員・児童委員が扱う書類は、個人情報として取り扱いに細心の注意が必要です。住民のプライバシーに配慮し守秘義務を徹底することで、住民との信頼関係が築かれ、地域での活動を円滑に行うことができます。

○ 関係機関等との連携には、支援対象者の同意を

一方で、民生委員・児童委員活動を含む社会福祉分野では、個人情報の共有や提供なしに住民に必要な支援活動を行うことは困難な場面もあります。

必要な支援のために、必要な範囲の者に情報を提供することの必要性を相談者本人に理解してもらい、本人の同意のもとに情報共有を図ることが大切で、個人情報保護と必要な支援のための情報共有のバランスをとることが重要といえます。

守秘義務がある一方で、丁寧な説明を通じ、民児協内、また関係機関との情報共有を適切に進め、ひとりで課題を抱え込まないよう心掛けましょう。

○ 個人情報が含まれる書類等は持ち出さない

民生委員・児童委員が保有する個人情報記載資料の訪問先での置き忘れ、活動中や自宅での盗難被害などが全国各地で発生しています。

こうしたことは、住民との信頼関係に影響を及ぼすことになりかねません。書類のみでなく、パソコンを使用する方はそのデータの管理にも十分注意し、さらに、定例会で個別世帯への支援を協議する際、周囲へ声がもれていないかなど、個人情報の管理には常日頃から細かい配慮が必要です。

【個人情報管理セルフチェック】

<input type="checkbox"/>	個人情報の含まれる書類等は、家族の目にふれないように保管している。
<input type="checkbox"/>	記録(書類)は、コピーしたり、外へは持ち出していない。
<input type="checkbox"/>	不要になった情報は、適切に廃棄している(1年ごとなど、定期的を確認している)。
<input type="checkbox"/>	記録には、事実のみを記録している(伝聞、うわさなどは記載しない)。
<input type="checkbox"/>	記録そのものを会議(事例検討等)の資料に提供していない。
<input type="checkbox"/>	研修目的で使用する事例は匿名表記とし、終了後に回収するようにしている。
<input type="checkbox"/>	民児協として、個人情報保護について定期的に学習している。
<input type="checkbox"/>	民児協で、記録の引き継ぎや、支援のための関係者との情報共有のためのルールを定めている。
<input type="checkbox"/>	民児協で、情報紛失時等、万が一に備えた対応ルールを定めている。

出典：全国民生委員児童委員連合会。
リーフレット「大丈夫ですか！個人情報が記載された書類等の取り扱いについて」、2016年

個人情報の取り扱いについて基本的な考え方と留意点

ポイント1 社会福祉援助の特性と個人情報保護

- 民生委員・児童委員は、個人情報保護法の対象事業者ではない。
- 守秘義務規定に基づき、従来通りの節度ある取り扱いを心がける。
- 住民や関係者への、民生委員・児童委員の守秘義務規定も含めた活動PRが大切。
- 個人情報保護か社会福祉支援かの二者択一ではなく、対象・内容・方法を考慮し調和を取ることが大切。

ポイント2 情報収集

- 民生委員・児童委員活動は、地域住民との信頼関係のうえに成り立つ活動。
- 情報収集の目的を明確化し、必要最小限の情報収集に配慮する。

ポイント3 本人同意の方法

- 援助開始時に民生委員・児童委員活動の主旨や義務、援助上想定される情報提供範囲、記録の保管管理等を説明し、包括的な同意を得る。
- 想定外・目的外の第三者提供に関しては都度本人確認を得る。
- 同意の得方は書面・口頭があるが、口頭が一般的。
- 同意という手続きばかりでなく、信頼関係構築も重要。
- 後見人・法定代理人等への説明・同意が必要な場合がある。

ポイント4 福祉票等の管理

- 福祉票は持ち歩かない。
- 資料として外部に提出しない。
- 援助が終了した時点で破棄する。
- 記録には、本人に確認したことのみを記録する。
- 支援に直接関係のない事項や、「うわさ」、「伝聞」などは記載しない。
- 本人や家族が記載を拒否する事項は記録しない。

ポイント5 民児協内での管理のあり方

- 専門職のケース会議などは情報提供可能（包括的同意の範囲内）。
- 会議終了後に資料を回収するなどの配慮。
- 事例研究会、実践発表会など研修の場では匿名化が必要。

ポイント6 開示要求への対応

- 開示すべき諸資料には常に客観的な事実のみを記録しておく。
- 開示後の削除・訂正要求には的確に応じる。

ポイント7 行政、関係機関・団体との連携・協働と個人情報

- 地域事情を踏まえた、個人情報の第三者提供のルールづくりが必要。
- 行政からの情報入手が困難な場合、民児協として必要な情報の提供を求めていく。
- 守秘義務を持つ者（専門職）と住民では、情報の取り扱い方や留意に仕方が異なる。

ポイント8 生命等に関わる緊急時の対応～取り扱い上の例外～

- 生命・身体・財産に関わる事態において、「緊急を要し」「本人確認が取れない」場合、個人情報の第三者提供は認められる。
- 民児協は事例研究や話し合いを重ね、緊急時対応の判断力を磨く。

「個人情報の取り扱いについての基本的な考え方と留意点」平成18年（2006年）6月
（全国民生委員児童委員連合会）をもとに作成

8. 活動の引き継ぎ

3年に1度の一斉改選時や、任期途中で退任する場合は、任期中に作成した書類をはじめ、支援に必要な情報の引き継ぎを行います。(右頁チェックリスト参照)

○ 継続性の原則

民生委員・児童委員の3つの原則に「継続性」が掲げられているように、委員の交代によって支援が必要な住民、世帯への支援が途切れることや、支援内容が急に変更されることなどがなく、活動の引き継ぎは重要になります。

○ 引き継ぐ情報に係る同意

引き継ぎでは、個人のプライバシーに十分配慮し、後任の委員に引き継ぐ情報について、支援対象者本人や家族から同意を得ることや、引継ぎ書類内の人名をイニシャル表記にしたり、不要な情報を削除するなどの配慮が必要です。

○ 書類の廃棄等

引き継ぐ必要がない資料等は、個人情報の漏洩がないよう廃棄方法等に十分な注意が必要です。そのためには日頃から、民児協内での取扱いルールを遵守し、資料の整理に努めましょう。

ちょっと、いっぷく。

5月12日は「民生委員・児童委員の日」

民生委員・児童委員の日は、昭和52年（1977年）に当時の全国民生委員児童委員協議会（現在は全国民生委員児童委員連合会）が定めたもので、大正6年（1917年）5月12日に民生委員・児童委員制度の前身の岡山県済世顧問制度設置規定が公布されたことに由来するものです。

全国民生委員児童委員連合会では、この日から18日までの1週間を「民生委員・児童委員の日」として、民生委員・児童委員活動を周知するための活動にも取り組んでいます。

情報・記録、資料などの整理のための☑チェックリスト

一斉改選までの期間のなかで、記録や資料の整理を行う際に、このチェックリストを活用ください。地域によっては民児協として取り扱うルール（記録の内容や取扱い、引き継ぐべき情報等）に違いがある場合もありますので、あくまで参考としてください。この機会にあらためて、各委員が保有する情報や記録の取り扱いルールを民児協や関係団体との間で検討しましょう。

1 「福祉票」や「児童票」など

- 本人や当該世帯の情報は整理されていますか（情報の更新、不必要な情報は削除する等）。
- 必要に応じて、本人や家族に「引き継いでよい情報か」を相談し、確認のうえで準備をすすめていますか。

2 行政や関係機関等から提供される名簿や台帳など

- 提供された名簿や関係機関と協力して作成した台帳などの取り扱いのルールは確認しましたか。また、そのルールは民児協で共有されていますか。
- 定められたルールにしたがって、返却や処分などの準備をすすめていますか。
- 地域で独自に作成した名簿等、引き継ぐべき情報はありますか。また、引き継ぐべき情報がある場合には、取り扱いのルールを民児協で確認しましたか。

3 「活動記録」

- 任期中の「活動記録」の提出と集約は確実に行われていますか。
- 「活動記録」の引き継ぎは、民児協等で定められたルールを確認したうえで準備をすすめていますか。
- 活動記録に記したメモ書き等は、個人のプライバシーに配慮されていますか。また、不必要となった個人情報があるままになっていませんか。
- 活動記録に記した個人情報を引き継ぐ場合、本人や家族の同意を得たうえで準備をすすめていますか。

4 資料データの管理

- パソコンやスマートフォンなどに、個人情報を含む資料データを保存していませんか。保存している場合、その取り扱いについて自治体や関係機関、民児協で確認しましたか。

5 LINEやホームページなど

- LINEのトーク履歴に、個人情報や個人のプライバシーにかかわる情報が残っていませんか。
- LINEグループを活用している場合、誰がグループにいるか把握したうえで会話していますか（退任した委員がグループに残ったまま、委員活動に関する会話をしていませんか）。
- トーク履歴の削除やグループ退会などの操作方法は知っていますか。
- ホームページやSNSを活用している場合、管理権限やアカウントの管理に関するルールは決められていますか（アカウントのIDやパスワードの取り扱い等）。
- ホームページやSNSアカウントの管理者が退任する場合、管理権限やアカウントの移行について、民児協で確認しましたか。

6 備品や手引き

- 徽章（民生委員バッジ）を返却する場合、その手続きを確認しましたか。
- 活動の手引き等後任の委員が活用できる資料等はお手元にありませんか。

出典：社会福祉法人 全国社会福祉協議会、「民生委員・児童委員のひろば」、2022年、第825号、p.5

9. 大規模自然災害と委員活動

(1) 大規模自然災害と委員活動

○ 頻発化、激甚化する自然災害

平成28年に発生した熊本地震、令和2年7月豪雨、令和7年8月豪雨では、県内の多くの方々が人的・物的被害を受けました。また、近年、全国各地で地震・津波、集中豪雨や台風による自然災害が発生しています。

こうした災害では、誰もが自身や家族の生活や生命がおびやかされ、その規模によっては、避難生活が長期化することもあります。このため、特に、高齢者や障がいのある方など情報が届きにくい方、自身での避難が困難な方に対しては、平時からの災害時に備えた支援が必要です。

○ 自力での迅速な避難が困難な方の支援

災害対策法では、自力での迅速な避難が困難な「避難行動要支援者」名簿の作成を市町村に義務付け、本人同意を前提に、当該名簿を民生委員・児童委員や社会福祉協議会、自主防災組織等に提供し、地域ぐるみで支援体制づくりを行うこととされています。

また、発災後も見守り対象者等への安否や生活状況の確認、避難生活のなかで必要な支援につなげる役割が委員活動には期待されています。このため民生委員・児童委員には、日頃の地域住民とのつながりのなかで、行政及び社協などの関係機関と連携し、平時から災害に備えることが大切です。

(2) 災害に備える委員活動のポイント

全国民生委員児童委員連合会では、令和5年(2023年)5月に「災害に備える民生委員・児童委員活動の指針」を公表し、災害に対する活動の基本的な考え方や取り組みのあり方を整理しています。

ポイント1 自分自身と家族の安全確保が最優先《災害時》

- 災害時(※)は、なにより自分自身と家族の安全確保が最優先です。
※災害発生が差し迫っている、もしくは発災直後というだけでなく、大きな余震が続いている等、安全が確保されていない期間を含みます。
- 避難情報が発令されているか否かに関わらず、安全に不安がある場合は、活動してはいけません。
- 自ら率先して避難することが、周囲の人の避難行動につながることもあります。

ポイント2 地域ぐるみの要支援者の支援体制づくりに協力《平常時》

- 災害への備えは地域全体の課題であり、地域ぐるみの取り組みが不可欠です。平常時の取り組みにより、被害の状況は大きく変わります。
- 災害時要援護者(避難行動要支援者を含む)の避難支援も地域全体の課題として考える必要があります。
- 地域ぐるみの取り組みをすすめる際には、自治会や自主防災組織等を中心として、「地区防災計画」策定に取り組むことが有効です。

ポイント3 無理のない範囲で要援護者支援に協力《発災後》

- 避難情報が解除され、活動上の安全が確保された段階で、民生委員としての災害時要援護者への支援活動が可能となります。
- 活動においては、自分(民生委員)自身も被災者として心身に大きな負担がかかっています。無理のない活動を心がけることが大切です。

「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針(民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針改訂第4版)」(全国民生委員児童委員連合会)をもとに作成

(3) 災害に備える民生委員・児童委員活動10か条

災害に備える取り組みを行っていくにあたり、すべての民生委員、民児協事務局等の関係者が日頃から意識し、再確認すべきこととして10項目にまとめられています。

また、こうした指針で示されている基本的な考え方を踏まえつつ、熊本県民生委員児童委員協議会において、「熊本県民生委員児童委員協議会版 民生委員児童委員災害対応マニュアル」が令和元年11月に策定されました。今後は各市町村において、それぞれの地域の実状に即した考え方を整理した災害対応マニュアルの整備が望まれます。

災害に備える民生委員・児童委員活動10か条

(民生委員・児童委員として災害に向き合う大原則)

第1条 自分自身と家族の安全確保を最優先に考える

第2条 無理のない活動を心がける

(平常時の取り組みの基本)

第3条 「地域ぐるみ」で災害に備える

第4条 災害への備えは日ごろの委員活動の延長線上にあることを意識する

第5条 民児協の方針を組織として決定し、行政や住民等にも周知する

(市町村と協議しておくべきこと)

第6条 名簿などの個人情報の保管方法、更新方法を決めておく

第7条 情報共有のあり方を決めておく

(発災後の民児協活動において留意すべきこと)

第8条 委員同士の支え合い、民児協による委員支援を重視する

(避難生活から復旧・復興期の活動で意識すべきこと)

第9条 支援が必要な人に、支援が届くように配慮する

第10条 孤立を防ぎ、地域の絆の維持や再構築を働きかける

出典：全国民生委員児童委員連合会. 「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針（民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針 改訂第4版）. 2023年, p.13

ちょっと、いっぷく。

Q 民生委員・児童委員の任期が4月ではなく、12月からとされている理由は？

A 民生委員・児童委員の任期が12月1日からとなったのは、昭和28年（1953年）からです。それまでは任期は委嘱日から3年間とされていたため、各委員の任期はまちまちとなっていました。

これでは委嘱手続き等もたいへんであることから、昭和28年の民生委員法改正の際に、欠員に係る補充選任の場合は、「その任期は前任者の残任期間とする」と改められるとともに、附則の経過規定において、当時の現任委員の任期をすべて昭和28年11月30日までにすることとされ、これにより一斉改選の時期（任期の始期）が12月1日で統一されることとなったものです。

現在、民生委員・児童委員のなりて確保が課題とされるなか、民児協関係者からも任期を4月1日からとすることで、なりてを確保しやすくなる、行政や民児協の事業年度である4月～3月に合わせられる、といった意見も聞かれるところでは。

これに対して、厚生労働省では、4月1日の改選にすると、

- 民生委員と行政担当者等が同時期に異動することになり、住民の生活に必要な援助を途切れなく提供することに支障が生じるおそれがある
- 住民も4月1日に生活環境が変わることが多く、この時期に民生委員が変わることで、住民の生活状態の適切な把握に支障が生じることも考えられる

といった点から、12月1日改選の方が民生委員による住民支援が円滑に行われるとしています。（「国政モニターの声に対する回答」から）

出典：全国民生委員児童委員連合会、「単位民児協運営の手引き」、2022年、p.98

4月は入学や就職、転居が多い時期ですので、その前の1月から3月末までの3か月間を、新任者研修や引継ぎ情報等地域の状況確認に使えるのは、メリットですね。一方、4月は前任者が担当して、5月とか6月に改選してはどうかという考え方もあるでしょう。皆さまはどうお考えになりますか？

資料編

資料Ⅰ 民生委員・児童委員制度のはじまり

●濟世顧問制度

大正5年(1916年)5月、宮中で開催された地方長官会議の場で、当時の岡山県知事であった笠井信一氏は、大正天皇から「県下の貧しい人々の状況はどうか」との御下問を受けた。

笠井知事はすぐに岡山県内の貧困者の実情を調査し、悲惨な生活状態にある者が県民の1割に達していることが判明した。

この事態の重大さに同知事は、日夜研究を重ね、ドイツのエルバーフェルト市で行われていた「救貧委員制度」を参考にして、大正6年(1917年)5月、「濟世顧問設置規程」を公布、民生委員制度の源と言われる濟世顧問制度が生まれた。

●方面委員制度

大正7年(1918年)秋の夕暮れ、大阪府下のある理髪店で50歳くらいの紳士が散髪していた。鏡に写る街の風景を見てもなしに見ていた紳士の目は、ある一点に釘付けになった。それは、40歳くらいの母親と女の子が夕刊を売る姿であった。散髪を終えた紳士は、その夕刊売りに近づき1部買ったあと、一言、二言話しかけ、その足で近くの交番に立ち寄った。

紳士は、この夕刊売りの家庭の状況を調べさせたのであった。紳士は、当時の大阪府知事・林市蔵氏であった。

後日、巡査から次のような報告があった。街角で見かけた母親は、夫が病にたおれ、4人の子どもを抱え、夕刊売りでやっと生計を立てている。子どもたちは、学用品を買えず、学校にも通っていない。

林知事は、自らの幼いころの貧しい生活を思い起こし、しばらくは、目をとじたままであった。このような母子は他にもいるはずだと思い、部下に調査を命じ、管内をいくつかの方面、今でいう地域に分け、それぞれの方面に委員を置き、生活状況の調査と救済などの実務にあたった。方面委員制度の始まりである。

「民生委員・児童委員のひろば」2017年4月号(全国社会福祉協議会)、

「民生委員制度百年通史」(全国民生委員児童委員連合会)、

「民生委員制度百年通史(第2分冊)」(全国民生委員児童委員連合会)をもとに作成

林 市蔵 氏の横顔

- ・慶応3年11月28日、熊本市に生まれる。
- ・東京帝国大学法科を卒業後官界に入り、大正7年大阪府知事となる。米騒動の後を受けて、府民不安の念に駆られた生活を見聞。
- ・当時の大阪府嘱託、小河滋次郎氏とともに方面委員制度を案出。
- ・退官後も昭和7年から全日本方面委員聯盟の副会長。

昭和21年4月会長後、名誉顧問として常に民生委員制度の発展に意を用いた。

- ・昭和3年藍綬褒章、昭和27年2月21日永眠、正四位に叙せられる。



資料2 民生委員・児童委員活動に関する図書

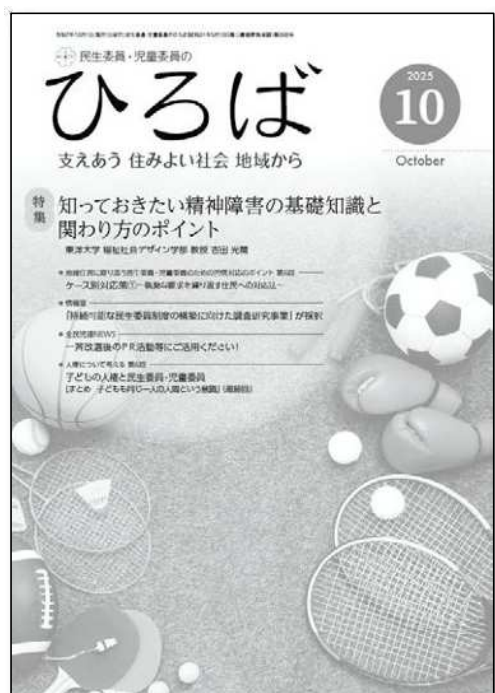


上段左：「活動記録」は、毎年度配布されます。国が県に報告を求める活動件数を民生委員・児童委員の皆さまに記入、提出いただく冊子です。

上段右：全国社会福祉協議会が毎年1月末頃に発行する冊子で、県が購入して皆さまに配付します。

下段左：全国社会福祉協議会発行の手引書です。(有料)

下段右：全国社会福祉協議会発行の月間情報誌「ひろば」(1部10円)



資料3 児童委員の活動要領 (H16.11.8厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

第1 児童委員の任務と心構え

1 児童委員の任務

(1) 地域における活動の推進

児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進に関する地域の自主的な活動の中心として、住民、団体と協力してその推進を図り、児童福祉施設、地域において児童の健全育成を行う者等と連携し、これを支援するとともに、児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努める。

(2) 関係機関との連携・協力

児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進に関し、都道府県、市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携し、その業務に積極的に協力する。

なお、児童委員はそれぞれ区域を担当するものとされているところであるが、その担当区域をまたがる事案については、当該区域を担当する児童委員と連携・協力する。

2 児童委員の心構え

(1) 使命の重要性の認識と知識、技術の向上

地域における児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進を図るという任務にかんがみ、その使命の重要性について認識を深めるとともに任務の遂行に必要な福祉制度、サービスについて知識、相談などについての技術を高める。

(2) 住民、関係機関との円滑な関係

地域住民、団体、関係機関等との良好な関係を維持することにより、円滑かつ効果的な活動を行うことができる基盤をつくる。

(3) 誠意と奉仕の精神

問題を客観的、総合的に把握し、適切な判断に基づく支援が進められるよう、市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携しつつ、誠意と奉仕の精神をもって適切に対処する。

(4) 住民の立場に立った活動

支援を必要とする児童、妊産婦、母子家庭等の人権を尊重し、児童及び保護者の立場に立ち、その立場を理解し、お互いの信頼関係を基礎に支援することを原則とする。また、職務上知り得た秘密が十分保護されるように留意しながら、社会福祉及びその他の多様な社会資源の提供に努める。

第2 児童委員の活動

1 実情の把握と記録

(1) 地域の実情の一般的把握

児童委員は、市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等と連携する等の方法により、地域住民の生活実態等を適切に把握しておく。併せて、児童委員制度を周知すること等により、地域の実情が的確に把握できるよう努める。

(2) 具体的問題の把握

担当地域において保護を必要とする児童、妊産婦、母子家庭等の発見に努め、その抱える問題を的確に把握する。また、市区町村長、児童相談所長、地域の関係機関等から調査等を依頼された場合においては、的確に実情を把握し、依頼者に対し報告する。

(3) 記録とその活用

把握した問題、状況等について、その後の児童委員活動に活用するため、別添の「児童票」を参考に正確に記録を行うよう努める。

なお、個人の秘密の保持には十分留意する。

2 相談・支援

担当区域内の児童、妊産婦、母子家庭等について相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る制度、施設、サービス等について助言し、問題の解決に努める。特に専門的な判断、治療、処遇等を必要とする問題については、速やかに適切な関係機関の援助が受けられるよう連絡・調整を行う。

相談・支援の代表的な事例としては、次のようなものがある。

(1) 手当等の受給、貸付金の借受に関する事実確認と支援

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、福祉手当、母子福祉資金貸付金等の制度の周知に努めるとともに、これらの手当等の受給、借受に当たって必要とされる事実確認を依頼されたときは、これに協力するとともに、これらの手当等の適正な受給等につき、関係の職員や相談員と協力して支援を行う。

(2) 保護を必要とする児童等に対する助言、支援

担当地域の保護を必要とする児童及びその保護者、妊産婦、母子家庭等に対して、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る施設やサービス等について助言するとともに、必要に応じて関係機関の援助が受けられるよう、支援を行う。特に児童に関する専門的な相談・指導が必要と考えられる場合については、児童相談所との連絡・調整を行う。

(3) 委託による指導

都道府県知事又は児童相談所長の措置により、児童やその保護者の指導が委ねられたときは、当該関係機関から指導上の資料を得て、それを参考に指導する。

(4) 施設に入所中の児童の家族等及び施設から退所した児童等に対する支援

児童福祉施設に入所中の児童の家族等について、また施設から退所する児童及びその家族等について施設長、児童相談所長等から連絡があったときは、その児童及び家庭の状況に留意し、学校等の関係機関と連絡を密にして、その保護、支援に努める。

(5) 里親の開拓への協力

里親制度の周知を図り、里親となることを希望する者を適宜児童相談所等に連絡するなど、里親の開拓に協力する。

(6) 妊産婦、乳幼児の保護者に対する助言

- ①妊婦に対し、妊娠の届出や母子健康手帳の活用について助言するとともに、妊娠中及び産後の定期的な保健指導を受けるよう勧奨する。
- ②市区町村及び保健所における健康診査、健康相談、訪問指導等の活用について助言する。

3 児童の健全育成のための地域活動

地域において児童の健全育成を行う者等と連携し、次のような活動を行い、児童の健全育成のための地域活動に対する地域住民の参加を促進し、児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努める。

(1) 児童の健全育成のための地域活動の促進

- ①児童館、母親クラブ、放課後児童クラブ、子育てサークル、子ども会等、児童の健全育成に関する活動に対し援助・協力する。また、地域におけるボランティア活動への児童の参加を促進・支援する。
- ②児童虐待防止ネットワークや少年サポートチームの活動に対し、進んで参加するとともに、地域における健全育成関係の協議会等へ積極的に関与する。
- ③地域における子育て支援活動を推進するため、市町村等の行う子育て支援における総合的なコーディネート業務や、保育所等を拠点とした地域における子育てネットワークづくりの促進のために必要な援助・協力を行う。

(2) 母子保健組織の育成等

地域母子保健組織、愛育班等の活動の推進に努めるとともに、それらの行う保健活動に対し援助・協力する。

(3) 児童福祉文化財の健全化と地域環境の浄化

- ①児童福祉文化財の健全化を図るため、都道府県及び市町村児童福祉審議会の推せん、勧告の機能が活発に発揮されるよう地域の具体的資料を収集し、関係機関に提供する。
- ②俗悪な広告や成年向け雑誌の自動販売機等について必要がある場合には、関係機関の助言を得つつ、その経営者等に対し撤去等を要請する等地域の環境の改善、浄化に努める。

(4) 施設の設置及び児童の居場所の確保の促進等

児童の居場所の確保のため、児童館、放課後児童クラブ等の設置等について住民及び関係機関と協議を行い、地域の実情に応じて設置等を促進する。

(5) 事故等の防止

交通事故をはじめ、家庭内外の事故や犯罪から児童を守るため、家庭及び地域の環境が危険な状態のまま放置されることのないよう地域住民等の注意を喚起し、危険な環境の排除又は改善に努める。

また、児童の自殺問題についても、児童相談所、福祉事務所、学校等の関係機関と密接な連携をとり、自殺の未然防止に努める。

(6) 児童の非行防止

喫煙、飲酒、家出、性的非行、暴走運転、脅迫、窃盗、暴行、放火等児童の非行や犯罪の早期発見と未然防止を図るため、そのおそれのある児童の把握とその補導、更正に努める。また、学校、PTA、補導団体、警察、町内会、自治会等との密接な連携のもとに、児童を取り巻く家庭及び地域環境の改善、整備に努める。

4 児童虐待への取組み

近年、児童虐待による死亡事件が後を絶たず、また、児童相談所等に対する虐待の相談件数も増加の一途をたどっていることから、児童虐待防止対策についての積極的な活動を行う。

(1) 発生予防

子育て中の保護者等の身近な相談者、聞き役、支え役として、子育てに関する相談に応じるとともに、地域の子育て支援活動への参加・協力をを行いながら子育て中の保護者等に対し当該活動への参加を勧奨し、関係機関と連携を図りながら保護者等を支援すること等により、児童虐待の発生を予防する。

(2) 早期発見・早期対応

児童の福祉に職務上関係のあることを認識し、地域住民、関係機関等と密接に連携して児童虐待の早期発見に努め、これを発見した場合には、児童福祉法第25条及び児童虐待の防止等に関する法律第6条に基づき速やかに通告を行い、児童相談所、福祉事務所等の関係機関との連携により早期対応を図る。なお、児童福祉法第29条及び児童虐待の防止等に関する法律第9条に基づく立入調査の実施に当たって関係機関から協力依頼を受けた場合は、積極的に情報提供を行う等これに協力すること。

(3) 再発防止

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携し、一時保護所、児童養護施設等の退所後等についても、定期的な相談や地域で見守りを行うなどにより児童虐待の再発防止やフォローアップを行う。

(4) 児童虐待防止ネットワークへの参画

住民に最も身近な市区町村において、子ども・家庭に関わる多くの機関が参加する虐待防止ネットワークに積極的に参画する。

5 意見具申

(1) 市町村長等から意見を求められた場合の意見具申

法令、通達の定めるところにより児童等に係る措置、それに要する費用負担等について、都道府県知事、市町村長等から意見を求められたときは、事実に基づき児童等の福祉の増進の観点から適切な意見を述べこれに協力する。

(2) 自発的な意見具申

児童等に関する施策及びその実施について児童等の福祉の増進の観点からその改善が必要と思料する場合は、児童委員協議会又は主任児童委員を通じて関係機関に対し、建設的な意見を提出する。

6 連絡通報

保護者のいない児童、虐待を受けていると思われる児童、母子生活支援施設等による保護を必要とする母子家庭等、保護の必要な児童、妊産婦、母子家庭等を発見又は発見した者から通告の依頼を受けたときは、その問題の所在、背景等を速やかに市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等適切な機関に連絡通報する。

児童、妊産婦、母子家庭等に関し、必要な事項の状況を児童相談所長に通知するときは、原則として市区町村長を経由するものであるが、児童虐待のおそれがあるなど直ちに児童相談所の対応が必要と認められる緊急の場合には、児童相談所長に直接通知し、その後速やかに市区町村長に報告する。

第3 主任児童委員の活動

主任児童委員は民生委員・児童委員のなかから指名され、児童福祉に関する事項を専門的に担当するものとされており、原則として区域を直接担当しない取扱いとされているが、地域で発生する個別事案についても、当該区域を担当する児童委員と適宜連携を図り、積極的に対応することが求められている。主任児童委員として、児童委員の活動のほか、以下に掲げる事項について活動することが求められている。

1 関係機関と児童委員との連携

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所、学校、教育委員会等の関係機関との連携を密接にし、児童及び児童を取り巻く家庭環境・社会環境について児童委員と連携して詳細な情報収集を行う。

また、地域における児童健全育成事業や母子保健活動等の推進に関しては、関係機関、特に児童館活動や母親クラブ等の関係者と密接に連携し、さらに健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関しては、地域ぐるみで子育てを行うための啓発活動を企画し、活動の実施に当たっては、その中心的役割を果たし、関係機関及び児童委員と連携して積極的に活動する。

2 児童委員への援助・協力

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関からの個別事案にかかる調査・支援等の依頼については、原則として児童委員に対して行われるものであるが、この活動に対し積極的に援助・協力するものであること。

また、個別事案を扱う必要がある場合においては、当該区域を担当する児童委員と調整・相談のうえ、協力して、これを行うものであるが、緊急を要する等事案の内容によっては、当該区域を担当する児童委員と連絡・調整を図りながら、主任児童委員が主体的に当該事案を扱うことも必要であること。

3 民生委員としての活動

主任児童委員は、生活保護法、身体障害者福祉法、老人福祉法などの行政事務への協力に関しては、制度の周知徹底等を行うにとどめ、主任児童委員としての活動を実施することに伴い、これら法律に基づく個別世帯に対する援助・協力等が必要となることを発見した場合には、速やかに当該世帯が生活する区域を担当する民生委員に連絡し、必要な援助・協力等を要請し、自らは個別世帯に対する援助・協力等は行わないことを原則とする。

第4 児童委員協議会

児童委員相互の連携の強化及び任務の遂行に必要な知識、技術の向上を図るため、民生委員法（昭和23年法律第198号）第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会ごとに児童委員協議会を組織するとともに、具体的事例に即した事例研究等を行い、その資質の向上を図るなど、その活動の充実強化を図る。

児童委員協議会は、児童委員相互の連絡をはかり、児童福祉のため各種の協議を行うために、民生委員協議会の開催と同時に開催することが望ましい。

資料4 民生委員制度創設100周年活動強化方策

(令和元年11月 熊本県民生委員・児童委員協議会)

民生委員創設100周年を迎えた平成29年（2017年）、全国民生委員児童委員連合会（全民児連）において、「民生委員制度創設100周年活動強化方策～人びとの笑顔、安全、安心のために～」(100周年活動強化方策)が策定されました。向こう10年間を取り組み期間の基本としつつ、内容的には、より長期的な視点でとりまとめられたものです。

また、同年は児童委員制度70周年の年でもあるため、100周年活動強化推進方策を補完し、児童委員活動をより積極的に進めるため、「全国児童委員活動強化推進方策2017」が全民児連において策定されました。

これらを踏まえ、熊本県民生委員児童委員協議会において、令和元年（2019年）11月に、「熊本県民生委員児童委員協議会版 民生委員制度創設100周年活動強化方策」が策定されました。

今後は、各市町村版の活動強化方策の作成と、それに基づいた積極的な取り組みが期待されます。

I 民生委員・児童委員活動の重点～「100周年活動強化方策」

1 民生委員・児童委員活動に期待されているもの

- ・これからの活動に期待されるもの
 - (1) 変わらぬ住民の身近な相談相手、見守り役としての活動
 - (2) 地域の福祉課題を明らかにしていくこと
 - (3) 児童委員であることを意識した活動
 - (4) 多様な関係者をつなぐ「結節点（ハブ）」となること
 - (5) 住民や地域の代弁者としての積極的な意見具申、提言
 - (6) 地域づくりの担い手となること
- ・民生委員・児童委員は専門職ではなく、行政や専門機関等への「つなぎ役」であることをあらためて意識することが大切。

2 今後の活動の重点～「100周年活動強化方策」

▷重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために

誰もが孤立せず、地域のなかで笑顔で生活を送ることができるようにするためには、希薄化しがちな人と人とのつながりを強化し、地域の力によって誰もが支え合える社会を創っていくことが大切。そのため、地域の幅広い関係者と連携し、これまで以上に積極的に人びとに働きかけ、「わがまちならでは」の仕組みづくり、取り組みを進めていく。

- (1) 自治会・町内会活動と民生委員・児童委員活動との連携強化
- (2) 「一声運動」「挨拶運動」などを通じたつながりの強化
- (3) 住民同士が支え合える仕組みづくりへの協力
- (4) 子育てを応援する地域づくりの推進

▷重点2 さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために

さまざまな課題を抱えながら、助けを求める「声を出せない人」、「声を出さない人」が少なくない。こうした人びとを早期に適切な支援につなげるために、幅広い人びとと連携・協働し、「気になる人」を早期に把握することが大切。

また、地域において必要な支援やサービスについて、民生委員・児童委員だからこそ可能な提案、提言を積極的に行う。

- (1) 積極的な訪問活動を通じた住民との信頼関係づくりの推進
- (2) 出張相談会等を通じた相談の「入り口」を広げる
- (3) 住民の代弁者としての意見具申、提言機能の強化
- (4) 社会福祉協議会との一層の連携・協働
- (5) 社会福祉法人・福祉施設との積極的連携
- (6) 共同募金への協力と民児協活動での活用

▷重点3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために

現在、民生委員・児童委員制度は、なり手不足、住民の認知度低下等、種々の課題に直面している。

こうした課題を解決し、民生委員・児童委員制度をさらに発展させていくために、民児協の機能強化により地域の人びとの理解を進め、なり手確保の「すそ野」を広げていく。

- (1) 単位民児協の機能強化による民生委員・児童委員への支援
 - ① 財政基盤および事務局機能の確立
 - ② 民生委員・児童委員からの相談に対する専門的助言体制等の整備
 - ③ 定例会の充実
 - ④ 全員参加と役割分担による運営
 - ⑤ 複数委員によるチーム活動、班活動の積極的導入
- (2) 県民児協による委員支援
- (3) 民生委員・児童委員候補者の選任方法の多様化
- (4) 地域住民への積極的なPR活動の展開

II これからの児童委員活動の重点

1 これからの児童委員活動、児童委員協議会活動に期待されていること

- ・今後期待されることとして、(1) 家庭全体を視野に入れた支援、(2) 継続な見守り、(3) 自らが「子育て応援団」となり、さらに応援団を増やしていく、(4) 児童委員協議会でもある民児協としての組織的活動の推進、(5) 地域住民や幅広い関係者への児童委員、主任児童委員としてのPR、の5点が挙げられる。

2 今後の児童委員活動の重点

▷重点1 子どもたちの「身近なおとな」となり、地域の「子育て応援団」となる

- ・すべての親子が地域のなかで誰かとつながっていることを実感し、何かあった時には頼れる相手がいるという安心感をもてるようにしていくことが必要。
- ・地域の子どもたちの「身近なおとな」、また子育て中の親にとって「人生の先輩、子育ての先輩」として、身近な存在となる。

▷重点2 子育て、子育てを応援する地域づくりを進める

- ・子育てや子どもの健やかな育ちを地域で支えていく。
- ・率先して「子育て応援団」となり、また、地域住民への働きかけを行うことで地域に「子育て応援団」を増やし、子育て、子育てを応援する地域づくりを進める。

▷重点3 課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える

- ・課題を抱えながら周囲に助けを求められない親子を早期に把握し、支援につなぐ。
- ・日頃から、「気になる家庭」について、地域住民から積極的な情報提供を得られる関係づくりに取り組む。

▷重点4 児童委員制度やその活動への理解を促進する

- ・児童委員が地域において積極的な取り組みを推進していくために、その基盤となる環境整備に取り組む。
- ・内的環境の整備としての民児協の機能強化、外的環境の整備としての地域住民や関係機関等への児童委員の存在・役割の認知と正しい理解の促進を図る。

民生委員児童委員信条

- 一. わたくしたちは隣人愛をもって
社会福祉の増進に努めます
- 一. わたくしたちは常に地域社会の実情を
把握することに努めます
- 一. わたくしたちは誠意をもって
あらゆる生活上の相談に応じ自立の援助に努めます
- 一. わたくしたちはすべての人々と協力し
明朗で健全な地域社会づくりに努めます
- 一. わたくしたちは常に公正を旨とし
人格と識見の向上に努めます

児童憲章前文

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んじられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

民生委員児童委員信条と児童憲章は、昭和 26 年(1951 年)に制定されました。

発行者：熊本県
所属：健康福祉政策課
発行年度：令和7年度